号

原子力利 用 における安全対策 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 核原料物質、 核燃料物質及び原子 炉 \mathcal{O} 規制 に関する法律

等 \mathcal{O} 部 を 改 正す る法 律 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 に伴う関 係 政 令 \mathcal{O} 整 備 等及 Ű 経 過 措 置 に 関 す る 政 令

内 閣 は、 原子 力 利用 に お ける安全対 策 \mathcal{O} 強 化 のため \mathcal{O} 核 原料 物 質、 核 燃料物質 質 及び 原子炉 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る

法 律等の 部を改 正する法律 (平成二十九年法律第 十五号) 0) 部 \bigcirc 施行に伴 V) 並 <u>- びに核</u> 原 料物 質 核燃

料物質及び 原子炉 \mathcal{O} 規 制 に関する法律 昭昭 和三十二年法律第百六十六号) 第二十六条第一 項、 第三十 九条第

項、 第四十三条の三の二十五 第 項、 第五 + 条 \mathcal{O} + 九 第 項、 第六十四 条 \bigcirc 匹 第六十 七 条の二 一第三項

及び 第七· 十五 条 第 項 並 び に . 原子 力利 用 に お ける安全 対 策 \mathcal{O} 強 化 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 核 原 料 物 質 核 燃 料 物 質 及び 原

炉 0 規 制 に 関する法律等 \mathcal{O} 部を改正す る法律 附 則第十 -六条の 規定に基づき、 この 政令を制定する。

目次

第 章 関係 政 令の 整備等 (第 条 第四条)

第二 章 経 過 措 置 (第五条)

附則

第一章 関係政令の整備等

(核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一 部改正)

第 条 核 原 料物 質、 核燃料物質及び原子炉 0 規制 に関する法律施行令 (昭和三十二年政令第三百二十四号

)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十九条第一項に次の一号を加える。

九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第十九条第三項中「又は第八号」を 第八号又は第九号」 に改める。

第二十条の五に次の一号を加える。

+ -発電 用 原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制 の整備に関する事項

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十七条に次の一号を加える。

七 廃棄物 埋 空設施設 の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四十一条の見出し中「施設検査等」を 「使用前検査等」に改める。

第五十八条第二号中「第六十八条第四項」を「第六十八条第三項」に改める。

第六十条の見出しを「(原子力検査官の定数及び資格)」に改め、 同条第一項中「原子力施設検査官」

を 「原子力検査官」に、「二百八十二人」を「、五百六十一人」に改め、 同条第二項を次のように改める。

次に掲げる事項について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

2

原子力検査官は、

製錬事業者、 加工事業者、 試験研究用等原子炉設置者、 外国原子力船運航者、 発電用原子炉設置者

使用 済燃料貯蔵事業者、 再処理事業者、 廃棄事業者、 使用者及び核原料物質を使用する者が 満ずべ

き保安のために必要な措置(保安教育を含む。)

製錬事業者、

加工事業者、

試験研究用等原子炉設置者、

外国原子力船運航者、

発電

用原子炉設置者

使用済燃料貯蔵事業者、 再処理事業者、 廃棄事業者及び使用者が講ずべき特定核燃料物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 防 護 0

ために必要な措置

製錬 施 設 加工 一施設、 試験研究用等原子炉施設、 発電用原子炉施設、 使用済燃料貯蔵施設、 再 処理

施設、 廃 棄 物 埋 設施 設、 廃棄物管 理施 設、 使用施設等及び核原料物質 の使用に係 る施設 の構造及び性

能

第六十条第三項から第六項までを削る。

第六十一条中 「第六十八条第九項」 を「第六十八条第八項」に、 「同条第十四項」 を 「同条第十三項」

に改める。

第六十五条第一 項 中 「第七十五条第一 項 の 下 に (第八号を除く。 を加え、 (次項に規定する

溶接検査に係るものを除く。)」を削り、 同条第二項を次のように改める。

2 法第七十五条第一 項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、 九百四十一万千

兀 百円 を超えない 範 囲内にお いて実費を勘案して原子力規制 委員会規則で定める額とする。

第六十五条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別 表第一の九の項中 「第十六条の三第一項の使用前検査」を「第十六条の三第三項の確認」 に改め、 同

表中十の項を削り、 0 項中 「第二十八条第一項 十一の項を十の項とし、 の使用前検査」 を「第二十八条第三項の 十二の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げ、 確認」 に改め、 同項イからハまでの 同表の二十

規定中 使用 前 |検査| を 確 認 に改め、 同 「項を同表の二十の項とし、 同表中二十二の項を削り、二十三

の項を二十一の項とし、 二十四の項から三十一の項までを二項ずつ繰り上げ、 同表の三十二の項イ及びロ

中 「工事」を「設計及び工事」に改め、 同項を同表の三十の項とし、 同項の次に次の一項を加える。

		= + -
イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増	者	法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする
千四百四万七千三百円(電子申		

よる場合にあつては、十一万九	数が千個を超えるものに係る確認(ホに掲げるもの)
十二万六千百円(電子申請等に	- 二 燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総
五十円)	
場合にあつては、五万九千六百	の数の総数が千個以下のものに係る確認
六万三千円(電子申請等による	- ハ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒
	ものに係る確認(ハに掲げるものを除く。)
	の総数。以下この項において同じ。)が千個以下の
	棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数
千三百円)	- 、これを構成する燃料棒の数の総数(燃料体が燃料
よる場合にあつては、十一万九	以下この項において「燃料体」という。)であつて
十二万六千百円(電子申請等に	ロ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(
四百四万五千二百円)	
請等による場合にあつては、千	加に係る工事に係る確認

九万二千二百円)		
等による場合にあつては、五十		
五十九万三千五百円(電子申請	へその他の確認	
千四百円を加算した額		
はその端数を増すごとに四万九		
五十円)に千個を超える千個又		
場合にあつては、五万九千六百	の数の総数が千個を超えるものに係る確認	
六万三千円(電子申請等による	ホ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒	
八千八百円を加算した額		
又はその端数を増すごとに九万		
千三百円)に千個を超える千個	を 除く。)	

の項までを七項ずつ繰り上げ、 別表第一中三十三の項から三十八の項までを削り、三十九の項を三十二の項とし、 同表の四十九の項中「第四十三条の九第一項の使用前検査」 四十の項から四十八 を「第四十三

中 り、 び $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ 条の + 八 を削 項 性 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 条 九 能 項 使 項とし、 七 り、 イ及び 第三項 用 五. 十 12 \mathcal{O} 関す 八第 六十 + 前 五. 0) 検 る 口中 査 \mathcal{O} 条 項 五. 確認」 の 二 を六 使用 十 二 項 \mathcal{O})項を五. $\widehat{\mathcal{O}}$ を 「方法」を 使用 + 第 \mathcal{O} 前 「第 に改り 項 検 0 項 査 前 匹 カン 十二の項とし、 め、 + 0) 項とし、 検 5 を 査 六 五. 施 計 設 条第 十八 同項を同 「に係 検 を 画 七 査 \mathcal{O} 「第五十一 に改め、 項 十 二 る確 項 六十二の項 を までを八項ず 表の四十二の項とし、 \mathcal{O} 認 \mathcal{O} 確 「第五 項 認 条 に改 から 同項 + Oに ŧ 五. め、 八 を か 改 一条の二 第三 ら六 ク繰 同 + め、 九 表 同 項 + ŋ 項 の 五 \mathcal{O} 同 Ĺ 第 を同 項 0 七 項 げ、 三項 十九 同 ま 確 \mathcal{O} を で 項 表中五十の項を削 表 認 同 を十 0) \mathcal{O} の項とし、 までを九 同 表 六十 表 確 に改め、 \mathcal{O} ·項ず 認 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} + 五. 項ず に 項とし、 + 0 改め、 繰 \mathcal{O} 九 同 同 表 ŋ 項 \mathcal{O} 項 0 り、 分し、 Ĺ 繰 の六十 項 1 · 及び 中 げ、 同 同 り Ĺ 項 表 五十一の 「第 げ、 を 同 中 口 九 同 同 中 0) 匝 七 表 表 + 項 中 + 表 同 \mathcal{O} 六 項を四十 \mathcal{O} 中 八 六 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 七 条 第 項 + +工 \mathcal{O} を削 第 六 + 事 \mathcal{O} \mathcal{O} O及 五. + 項 項

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

同

表

 \mathcal{O}

八十一

の項

か

5

九十

の項までを十項ず

つ繰り上

一げる。

(東京電 力株 式 会社 福 島第 原 子力 発 電 所 原子炉 施 設 に つ **,** \ て の核原料物質、 核 燃料物質及び 原子炉 ッ の 規

制 に 関 す る法 律 \mathcal{O} 特 例 に関い す る政 令 \mathcal{O} 部 :改正)

第二条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、 核燃料物質及び原子炉

 \mathcal{O} 規 制 に関する法律 の特例 に関する政令 (平成二十五 年政 令第五十三号) (T) __ 部を次のように改正 止する。

を 本 「第四十三条の三の十一まで、 則 中 第九号及び第十 · 号 _ 第四十三条の三の十四、 を 「及び第九号か ら第十一 第四十三条の三の十六」 号まで」に、 「第四 十三条 に改め、 の 三 の 十六まで」 (東京電力

株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附

属施 設に係る場合に限る。)」 を削り、 「第四十三条の三の三十三」 の 下 に 一、 法第四十三条の三の三十

後段を次のように改める。

四第三

項

に

お

1

て準

用する法第十二条の六第三項から第七

項まで並びに法第六十一条の二の二」

を加え、

この 場合におい て、 法第四十三条の三の三十四第二項及び第三項の規定 の適用については、 同 条第二

項 中 「原子: 力規制委員会規則で定めるところにより、 当該廃止措置に関する計 画 (次条にお ۲ ر て 廃 止

措 置 計 画 という。) を」 とあるのは 「当該廃止措置に関する事 項を実施計 画 (第六十四 条の二第二項

に 規定す る実施計 画をいう。)に」と、 「原子力規制委員 会の」 とある 0 は 「第六十四 条 の 三 第 項又

は第二 一項の」 と 同条第三項中 「第四十三条の三の五第一 項の許可 計は、 第四十三条の三の三十四第二項

 \mathcal{O} 認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可」とする。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第三条 大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和五十三年政令第三百八十五号) の — 部を次のように改正す

る。

第四条第七号中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に、 「第四十二条」を「第四十一

条」に改める。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令等の一部改正)

第四 一 条 次に掲げる政令の規定中 「第五十三条第二号」を 「第五十二条第二項第十号」に改 が ある。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四

号) 第三条第七号

日本海溝 ·千島海溝周 辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七

年政令第二百八十二号)第三条第七号

三 特別会計に関する法律施行令 (平成十九年政令第百二十四号) 第五十一条第七項第一号

第二章 経過措置

第五条 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法

律等 \mathcal{O} 部を改正する法律附則第三条から第十一 条までの 規定 \mathcal{O} 適用につい ては、 同法附 則 第三条中

の法律」 とあるのは、 「この法律 (第三条の規定に限る。 次条から附則第十条までにおいて同じ。)」

لح

する。

附則

この 政令は、 原子力利用における安全対策の強化のため の核原料物質、 核燃料物質及び原子炉 \mathcal{O} 規制 に関

する法律等 \bigcirc 部を改正する法律第三条の 規定の: 施 行 \mathcal{O} 日 (令和二年四 月 一 旦 から施行する。 ただし、 第

三条中大規模地 震対策特別措置 法施行令第四条第七号の改正規定 (「第四十二条」を「第四十一条」に改め

る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

理由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の

おいて原子力検査官の定数及び資格並びに原子力規制検査の手数料を定める等関係政令の規定の 部を改正する法律の一 部の施行に伴 V. 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉 の規制に に関する法律施 整備等を行 行令に

うとともに、所要の経過措置を定める必要があるからである。